

『酒田市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の手引き』



注意事項

※注意1

補助金交付申請書において「その他市長が必要とする書類」とは下記のとおりになります。

見積書の写し(1社以上)

仕様書等工事内容がわかるもの

詳細図面(位置図、被害写真、見積書)

申請組織の規約

補助金を請負業者へ支払う前に補助金を受けたい場合は、事前交付申請書も提出してください。

※注意2

申請者に、補助金交付決定通知書が通知(郵送)されます。

契約後、申請内容と契約内容に相違、変更等があった場合は、補助金変更交付申請の手続きが必要になります。その後に変更契約を結んでください。

※注意3

工事完成後、速やかに実績報告書を提出してください。**市の完成検査を受ける前までには、申請者による契約者との完成検査、支払いを終えてください。**

実績報告書において「その他市長が必要とする書類」とは下記のとおりとなります。

工事契約書の写し

工事写真(工事前、工事中、完成後) ※申請者の検査印が必要

業者からの領収書(振込証明書でも可) 振込手数料は契約額に含みません

※注意4

交付額確定通知書に記載されている日付を含めた以降に、補助金の請求書(市の請求書様式)を提出してください。もしくは、実績報告書提出時に、日付を空欄にして提出してください。

その他

この補助事業に関わる書類、資料等は、5年間大切に保存してください。

酒田市農林水産部農林水産課 田園整備係
TEL0234-26-5754 FAX0234-26-6483